

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 24 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課移植医療対策推進室

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
改正後全文の誤りに係る一部訂正について

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）の運用に関しては、
平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知「臓器の
移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について」
（以下「ガイドライン」という。）を定めているところです。

令和 7 年 10 月 8 日の「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針
（ガイドライン）の一部改正について（通知）」により、ガイドラインの
一部を改正したところでございますが、改正後全文に誤りがあったため、
ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、今般お送りした「(差替え版)(別
添)【改正後全文】臓器の移植に関する法律ガイドライン（R7.10.8～）」
への差し替えをお願いいたします。修正箇所は「(別紙)改正後全文の訂
正に係る新旧対照表」のとおりです。

なお、令和 7 年 10 月 8 日に通知した新旧対照表については誤りがない
ことを申し添えます。

また、令和 7 年 10 月 8 日の「「臓器の移植に関する法律」の運用に関す
る指針（ガイドライン）の一部改正について（通知）」の適用日について
変更がないことも併せて申し添えます。